

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等による 介護保険の第一号被保険者に係る介護保険料の減免に関する取扱要綱

第1条（趣旨）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者等に係る保険料の減免については、八王子市介護保険条例（平成12年八王子市条例第26号。以下、「条例」という。）第15条第1項第1号から第4号まで、及び「八王子市介護保険料及び保険料延滞金の減免、徴収猶予に関する取扱要綱」（以下、「保険料・延滞金等減免・徴収猶予取扱要綱」という。）に規定する減免対象に該当しない。

このため、国からの「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者の介護保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（令和3年（2021年）3月12日付事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、以下「令和3年度財政支援事務連絡」という。）に基づき、条例第15条第1項第5号に規定する「特別の理由がある場合」として市長が認めるものとして、「八王子市介護保険料及び保険料延滞金の減免、徴収猶予取扱要綱」第10条第2項により、令和4年（2022年）3月31日までの期限付きで本要綱を定めるものとする。

第2条（用語の定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「前年」とは、令和2年（2020年）1月から令和2年（2020年）12月までをいう。
- (2) 「事業収入等」とは、税制上における事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入をいう。
- (3) 「世帯の主たる生計維持者」とは、住民基本台帳法第7条第4項による住民基本台帳に記載された「世帯主」を指すほかは、「保険料・延滞金等減免・徴収猶予取扱要綱」第2条による。

第3条（減免の対象となる被保険者）

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する世帯に属する第一号被保険者とする。ただし、他の減免を受けている場合は、重複して減免を受けることはできない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡した、または1か月以上の入院や隔離措置等を受ける等の重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の両方に該当する世帯

ア 令和3年中の世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入の10分の3以上であること。なお、10分の3以上減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額とする。

イ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得金額が

400万円以下であること。

第4条（減免の対象となる期間の保険料）

減免の対象となる期間の保険料は、令和3年度(2021年度)分の介護保険料にあって、令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている第一号被保険者の介護保険料とする。

ただし、令和2年度(2020年度)の相当分の保険料であって、令和2年度(2020年度)末までに資格を取得したことにより、令和3年(2021年)4月以降期間に納期限が到来するものの場合については、令和3年度(2021年度)分以降の第一号被保険者の介護保険料とみなすものとする。

第5条（減免額）

1 第3条第1項第1号の対象となる世帯については、該当する被保険者の第一号被保険者の介護保険料全額を減免とする。ただし、減免する第一号被保険者の介護保険料は、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した月以降に納期が到来する令和4年(2022年)3月31日までの第一号被保険者の介護保険料とする。

2 第3条第1項第2号の対象となる世帯については、第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年所得金額を第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額で割ったものに、減免の対象となる期間の第一号被保険者の介護保険料を乗じたものを対象保険料額とし、その対象保険料額に別表1「減免割合の算定基準」による減免割合を乗じた金額を減免金額とする。なお、算定した対象保険料額および減免金額の100円未満は切り上げとする。

第6条（減免申請の手続き）

本要綱による減免を受けようとする第一号被保険者は、条例施行規則第18条第1項による「八王子市介護保険料減免申請書」に、本要綱による「収入等申告書」様式と申請を証する書類等を添付して市長に提出しなければならない。

2 減免申請に添付する「収入等申告書」は、申請の内容に応じて以下のとおりとする。

- (1) 世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病の場合 様式第1号
- (2) 世帯の主たる生計維持者が失業・廃業した場合 様式第2号
- (3) 世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合 様式第3号

3 本要綱による減免申請の受付は、特段の事情がない限り令和4年(2022年)2月22日までとする。

第7条（内容の審査及び決定）

市長は、前条により減免申請書類の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、必要があれば申請者に対して質問又は必要な書類の提出若しくは提示を求め、その内容を審査して保険料減免の承認又は不承認を決定する。

第8条（決定通知）

市長は、前条の減免の承認した場合には第5条に基づき減免金額を算定し、また、不承認の場合にはその理由を添えて、決定内容を八王子市介護保険条例施行規則第18条による通知書（様式第11号）により、対象となる第一号被保険者（納付義務者）に通知する。

第9条（減免の取り消し）

市長は、偽りの申請その他不正行為により不当な保険料の減免措置を受けた者があった場合において、これを発見したときは直ちにその措置を取り消すとともにその旨を納付義務者に通知するものとする。

付記

- 1 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日施行とし、令和4年（2022年）3月31日までを期限とする。
- 2 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免に関する取り扱い要綱」（令和2年（2020年）6月18日福祉部長決裁）に基づき施行、実施している減免申請については、減免対象となる保険料の期間が経過しているため、特段の理由がない限り令和3年（2021年）4月1日以降の取り扱いを停止する。

別表1（第5条関連）

減免割合の算定基準

前年の合計所得金額等	減免割合
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が210万円未満の世帯	10/10
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が210万円以上の世帯	8/10
前年の合計所得金額にかかわらず、世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止、失業をした世帯	10/10